郡山市上下水道局公告第172号

事後審査型制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167 条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、次に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、令和7年4月15日付け令和7年郡山市上下水道局公告第4号の規定によるものとする。

令和7年11月17日

郡山市上下水道事業管理者 緑川 光博

第1 事後審査型制限付一般競争入札に付する事項

<u></u>	1 1/1		_ , , , , ,		17/10/11/11/11	
1	契	約	番	号	第25100) 2 6 9 号
2	業			種	解体工事	
3	エ	Ī		名	下水道管理セ	ンター脱水機棟解体工事
4	施	行	場	所	郡山市横塚三	三丁目 地内
5	施	行	期	限	令和8年3月	13日
6	エ	事	概	要	解体撤去対象	き施設
					次の施設の)残存する施設について、解体撤去を実施する。
					脱水機材	1
7	支	払	条	件	前金払	有り
					中間前金払	有り
					部分払	有り
8	予	定	価	格	事後公表	
9	最	低 制	限価	格	事後公表	
10		調査基準価格及び			無し	
		失格基準価格				
11		建設工事に係る資			対象	
		材の再資源化等に				
	関する法律(平成					
	12年法律第104号)					
			分別角			
	等及び特定建設資					
	材原	蓬棄物	の再覧	資源		
	化の	実施				

12	郡山市公契約条例	対象
	(平成28年郡山市	
	条例第64号)第7	
	条に基づく労働環	
	境の報告等	
13	電 子 契 約	対象

第2 入札方法及び入札期間

1	入	札	方	法	電子入札
2	工	事 費	内	訳書	初度のみ提出
3	入	札	期	間	令和7年12月10日(水)午前8時30分から
					令和7年12月11日(木)午後3時まで

第3 開札場所及び開札日時

1	開	札	場	所	郡山市上下水道局3階 上下水道局総務課
2	開	札	日	時	令和7年12月12日(金)午前9時10分

第4 入札に参加する者に必要な資格

1	入札参加形態	単体企業
2	郡山市の令和7・8	年度有資格業者名簿(建設工事)に登録されている者であること。
	登 録 業 種	解体工事
	等級別格付	A等級
	総 合 点	710点以上
	所 在 地 要 件	郡山市内に本店を有する者
3	建設業の許可(建設	業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定に基づく許可をいう。)
	を受けている者であ	ること。
	許 可 業 種	解体工事。ただし、5,000万円以上の下請契約を締結して工事を施
		工する場合は、特定建設業の許可を有する者。
	その他の要件	無し
4	次に掲げる要件を全	て満たす建設業法に定める技術者(以下「配置予定技術者」という。)
	を配置することがで	きる者であること。
	資格 要件	建設業法に定める資格又はこれと同等以上の資格を有しているこ
		と。ただし、5,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する
		場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	雇 用 関 係	開札日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続し
		ていること。
	その他の要件	当該工事において契約金額が4,500万円以上となる場合は、許可業
		種の区分に関係なく、営業所技術者等を工事現場に技術者等とし
		て配置することはできない。ただし、建設業法第26条の5に該当
		する場合は除く。
		配置予定技術者は、完了検査の日(検査により修補が必要となっ
		た場合は、修補完了後の再検査の日)まで正当な理由なしに変更
		することができない。

			支術者は、当該工事において契約金額が4,500万円 ・専任で配置すること。なお、建設業法第26条第	
			当する場合は以下のとおり。	- /
		(1)	建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主	対象
			任技術者又は監理技術者(専任特例1号の主任	
			技術者又は監理技術者)の配置	
		(2)	建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監	対象
			理技術者(専任特例2号の監理技術者)の配置	
5	手持工事の件数又	対象		
	は請負金額による			
	入札参加制限			
6	施 行 実 績	無し	·	

第5 入札参加手続き等

1	設計図書等の閲覧	令和7年12月11日(木)午後11時
	期限	
2	設計図書等に対す	令和7年11月25日(火)午後3時
	る質問期限	
3	質問の回答期限	令和7年11月27日(木)
4	入札参加の方法	当該入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うこ
		とを要せず、入札期間内に入札書を提出することにより入札に参加
		できる。

[※] 電子入札利用時間は、午前8時から午後10時まで(郡山市の休日を定める条例(平成2年 郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日を除く。)